

議員提出議案第1号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部改正について

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す  
る条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月29日提出

提出者	海老名市議会議員	市川敏彦
賛成者	同	倉橋正美
同	同	福地茂
同	同	氏家康太
同	同	佐々木弘
同	同	宇田川希

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の207.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。